

23春闘たたかう運動方針確立！

第15回中央委員会

全国港湾は、2月7日（火）午後から8日午前にかけて第15回中央委員会を豊橋市「シーパレスリゾート」において開催した。

委員会は、議長団に、古澤隼中央委員（日港労連）、林義貴中央委員（全倉運）を選出し、22秋年末闘争の主な取り組み経過案（第1号議案）、23春闘方針案（第2号議案）及び23春闘要求書案の審議を行い、全ての議案について満場一致で採択した。

中央委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染対策として、25ヶ所の本部役員及び単組・地区港聴ができる措置を行い開催湾選出中央委員に限った参した。また、会場参加者に

加とし、オブザーバー等々証明の確認とホテルロビーでの抗体検査を行い会場入りとなった。



委員会は開会に先立ち開会挨拶に立った鈴木（誠）副委員長は「際限のない物価の高騰により政府は、賃上げを要請していますが、その政策は聞こえてこない。我々国民生活の困窮に対する施策は、見えてこない。23春闘は、これまでの30年

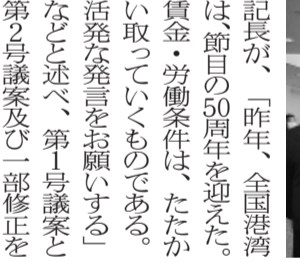
真島委員長挨拶

昨年全国港湾は結成50周年を迎えました。23全国港湾春闘は、大幅賃金の引き上げが急務です。数年にわたる物価上昇に加え、世界情勢の急激な変化で労働者は悲鳴を上げています。

また、国内産業間の中でも基本給が低い為、港湾労働者は長時間労働、休日出勤を強いられています。全国港湾結成の原点「日曜くらいは休ませ



全国港湾に問われていることは魅力ある港湾労働の確立です。そのため条件は日本の港は安全であることです。労使一



行った23春闘要求書案を一括で提案した。

議長団の提案を受け11名の中央委員から、基本的に原案を支持・補強する立場から、大幅賃上げ、石炭荷役に係る雇用問題、料金確保のための運動、お手伝い特別反対の運動、港運労使の意見や物流の現状を無視する港湾開発、産別運動の前進を図る運動促進など質疑は多岐にわたった。

23港湾産別春闘スタート

23港湾産別春闘は、「2023年度労働条件および産別協定の改定に関する要求書」と「港湾労働者の命と安全を確保するために港湾を兵站基地にしないことを求める要求書」を2月15日に業側に提出し、第1回中央港湾団交を開催（芝浦サードセンター）した。

組合側は、団交の冒頭に改正による時間外分母の改正と週休二日制の履行、時間外割増率の改正、65歳定年制の移行等の多くの要求には、原資が必要だ。政府が進める「価格創造のための転嫁円滑化施策」の推進、22春闘（仮）協定をはじめ、適正料金改定・收受を一義的な前提として取り組まなければならない。と趣旨説明の大筋を述べた。



その後、真島委員長の総括答弁を受け、中央執行委員会提出議案と要求書の採択に入り、提案された議案が満場一致で承認され、23春闘方針が確立された。

閉会にあたり遠藤副委員長の挨拶では「今委員会は物価高でもあり、大幅賃上げを勝ち取るという声が多かった」と述べ、23春闘を団結してたたかうことを呼びかけた。

急激な物価高騰などにより、最賃の改定を求める声が上がっている。最賃の改定は通常、7月末に中央最低賃金審議会が引上げ目安を答申し、10月には新たな最賃額が発効する。ただ、法律には改定を一年一回に限るという定めはない。急激な物価上昇などが生じれば、再改定も可能というが厚生労働省の見解だ。変動の大きい生鮮食品を除く12月の消費者物価指数は前年比同月比4.0%の上昇だった。生活必需品など基礎的支出項目は6%以上。昨年7月の改定審議では3.3%の引き上げが答申されたが、その効果は帳消しとなり、実質ではマイナスになる計算だ。特に最賃近傍の賃金で働く非正規労働者ほど暮らしへの影響は大きく、緊急の引き上げが必要だと、多くの労働組合が主張している。また、岸田首相は経団連に対し「インフレ率を超える賃上げ」を訴えているのに最賃の引き上げに対して国は静観の構えでいる。これでは「一番困っている人を国が支えずにどうするの」と批判されている。また、中小企業はエネルギーや部材等の価格高騰に苦しんでいることから、支援策の拡充と併せて行わないと使用者側の理解は得られにくいと思う。そういった意味からも賃上げに対する政府の本気度が問われている。



急激な物価高騰などにより、最賃の改定を求める声が上がっている。最賃の改定は通常、7月末に中央最低賃金審議会が引上げ目安を答申し、10月には新たな最賃額が発効する。ただ、法律には改定を一年一回に限るという定めはない。急激な物価上昇などが生じれば、再改定も可能というが厚生労働省の見解だ。変動の大きい生鮮食品を除く12月の消費者物価指数は前年比同月比4.0%の上昇だった。生活必需品など基礎的支出項目は6%以上。昨年7月の改定審議では3.3%の引き上げが答申されたが、その効果は帳消しとなり、実質ではマイナスになる計算だ。特に最賃近傍の賃金で働く非正規労働者ほど暮らしへの影響は大きく、緊急の引き上げが必要だと、多くの労働組合が主張している。また、岸田首相は経団連に対し「インフレ率を超える賃上げ」を訴えているのに最賃の引き上げに対して国は静観の構えでいる。これでは「一番困っている人を国が支えずにどうするの」と批判されている。また、中小企業はエネルギーや部材等の価格高騰に苦しんでいることから、支援策の拡充と併せて行わないと使用者側の理解は得られにくいと思う。そういった意味からも賃上げに対する政府の本気度が問われている。



また、22春闘協定は履行されている項目とそうでない項目がある。労働協約は、港湾労使の「義務」であり、履行できないのは業側の問題である。今春闘の現状を理解し、政・労・使で各課題に取り組んで港湾労働の労働環境と地位向上を目指すべきだと今春闘にあたっての所信を表明した。

要求趣旨説明では、様々な要因で物価が、高騰している中で現状に見合った賃上げ、産別制度賃金の引き上げ要求、5・9協定の「自衛隊・海上保安庁の二

「自衛隊・海上保安庁の二